

平成20年5月15日

お知らせ版



広報しばた・お知らせ版・第604号・柴田町役場まちづくり推進課・柴田町船岡中央2丁目3-45(☎55-2278)
柴田町ホームページアドレス <http://www.town.shibata.miyagi.jp/>

平成20年5月1日(木)から戸籍証明・住民票の写しなどの交付請求の際に 「本人確認」を実施しています

5月1日から戸籍法、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行により、戸籍や住民票の交付請求の際や、戸籍届出、住民異動届出などの際に、窓口での「本人確認」が義務付けとなっています。これは、第三者によるなりすましなどの不正を防ぐためのものです。

窓口では必ず本人確認を行いますので、本人確認書類を忘れずにお持ちください。本人確認書類や委任状を忘れた場合は、申請受付が出来ませんのでご注意ください。

◎本人確認書類

1. 次のものは1点

運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳などの国または地方公共団体が発行した免許証、許可証もしくは資格証明書など

2. 次の場合は2点(イ+イ)または(イ+ロ)

- イ 健康保険や介護保険の被保険者証、年金手帳、各種年金証書、住民基本台帳カード(顔写真なし)
- ロ 学生証・法人が発行した身分証明書で顔写真が貼付されたもの

◎本人確認の対象者

- ・窓口にくられた方
- ・代理人や使いの方については、さらに、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。

◎請求の際に本人確認を行う証明書

戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本、受理証明書、身分証明書、戸籍の附票、住民票謄抄本、住民票記載事項証明など
※戸籍は、戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属、住民票は本人および同一世帯員以外の方からの請求は、「委任状」の提出が必要となります。

◎届出の際に本人確認を行う届出

- ・養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚または認知の戸籍届出
 - ・転入、転出、転居、世帯変更などの住民異動届出
- ※偽りその他の不正な手段によって戸籍証明書や住民票などの交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

☎ 町民環境課 ☎ 55-2113 槻木事務所 ☎ 56-1311

介護家族の しゃべり場

介護者の皆さんでお茶を飲みながら気楽におしゃべりしませんか。事前申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。

- ▶日時/6月5日(木)13:30~15:00
- ▶場所/柴田町地域福祉センター
- ▶参加費/100円(お茶菓子代)

☎ 地域包括支援センター(健康福祉課内)
☎ 55-2159

だれでも参加できる「議員研修会」

テーマは「ごみの処理と減量化を考える」

この議員研修会は、議員だけではなく町民参加により一緒に勉強したいと考えています。参加費は無料です。

- ▶日時/5月24日(土)13:30~16:20
- ▶場所/保健センター4階
- ▶内容/①「廃棄物等の3Rについて」
②「仙南圏域におけるごみ処理の現状と今後」
- ▶主催/柴田町議会

☎ 議会事務局 ☎ 55-2136

この社会 あなたの税が いきている

☎ 税務課 ☎55-2116

住民税

所得に対して、国が課税する税金が「所得税」ですが、県や町が課税する税金がそれぞれ「道府県民税」と「市町村民税」で、この2つを合わせて「住民税」といいます。

住民税は、地域社会の費用をできるだけ多くの住民に分担してもらおうという性格を持っています。ただし、専業主婦や学生のように所得のない人や生活保護を受けている人、前年の所得が一定金額以下の人などは非課税となります。一般的に住民税は均等割と所得割に区分されます。均等割は、税金を負担する能力のある個人が均等の額によって負担するものであり、所得割は、前年の所得の額に応じて負担するものです。

住民税のうち均等割、所得割は1月1日（賦課期日）現在の住所地で課税されるもので、町民税と県民税についての賦課徴収（たとえば申告書の受付、税額の計算、納税通知書の送付、住民税の収納など）の事務は町があわせて行います。

つまり、柴田町の皆さんに負担していただく県民税は、税率の違いを除けば、課税や納税のしくみが町民税と同じですので、柴田町が2つの税の事務手続きをまとめて行っています。

住民税には、この個人の住民税のほかに法人住民税があります。

住民税を納める人（納税義務者） 基準日：平成20年1月1日

納税義務者 納める税	町内に住所がある人	町内に住所はないが、事務所または家屋敷のある人
①均等割	○	○
②所得割	○	—

①均等割

県民税（年額）	1,000 円
町民税（年額）	3,000 円

②所得割

計算方法 $(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$
課税所得金額

※住民税所得割の計算の順序は所得税と同じですが、控除や税率に違いがあります。

	所得税（平成19年分）	住民税（平成20年度） ※平成19年分の所得に課税
控除額	38万円	33万円
税率	5%、10%、20% 23%、33%、40%	10%

※住民税は前年中の所得を基準として計算されますので、平成20年度の住民税では、平成19年分の所得金額が基準となります。



住民税が課税されない人

○均等割・所得割が非課税

(ア)生活保護法により生活扶助を受けている人

(イ)障害者、未成年者又は寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下の人

○均等割が非課税

前年中の所得金額が、33万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族がいる場合には、その金額にさらに16万8千円を加算した金額）以下の人

○所得割が非課税

前年中の所得金額が、35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族がいる場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額）以下の人

住民税 の改正

平成 20 年度から実施される個人住民税の税制改正の内容は次のとおりです。

- ①住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）が創設されました（要申告）……税源移譲により所得税が減額になり、所得税から控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。このような場合、税源移譲が無ければ受けられていた控除額との差額を、申告により翌年度の住民税（所得割）から控除できます。
- ②平成 19 年中の所得が大幅に減った人などについて住民税が減額になります（要申告）……税源移譲により多くの人は平成 19 年度住民税（18 年中の所得で計算）が増加し、平成 19 年分所得税（19 年中の所得で計算）が減少しています。平成 19 年中の収入が大幅に減って所得税が課税されなくなった人など、税源移譲による所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担増加の影響のみを受ける人については、申告により平成 19 年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額、既に納付済みの場合は還付します。この措置は住宅ローン控除の適用などにより平成 19 年分の所得税が課税されない場合などは対象になりません。
- ③高齢者非課税措置廃止の経過措置がなくなりました……平成 18 年度から 65 歳以上の人で前年の所得が 125 万円以下の場合に適用されていた非課税措置が廃止されました。但し、急激な負担の変化を軽減する経過措置が平成 18 年度、平成 19 年度は行われていましたが（平成 17 年 1 月 1 日現在の年齢が 65 歳以上の人に適用）、平成 20 年度からは経過措置がなくなり全額課税となります。
- ④地震保険料控除が創設されました……損害保険料控除が廃止され、地震保険料控除が創設され、地震保険料控除の対象となる保険料の 2 分の 1 に相当する金額が控除されます。なお、経過措置として平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険料などの保険料などについては、従前の損害保険料控除が適用されます。（旧長期損害保険料）

固定資産税・都市計画税

固定資産税の対象となる資産の価格については、総務大臣が定めた全国一律の公平な基準で評価し決定します。

また、都市計画区域内の土地（宅地など）・家屋を所有している方には、都市計画事業の推進のための費用に充てる目的税として、都市計画税を負担していただいています。

区 分	固定資産税	都市計画税
賦 課 期 日	毎年 1 月 1 日	
課 税 客 体	固定資産（土地、家屋、償却資産）	都市計画区域内の宅地等、家屋
納 税 義 務 者	固定資産の所有者	当該土地または家屋の所有者
課 税 標 準 額	原則として固定資産の価格 ※住宅用地には軽減措置があります。	原則として宅地等、家屋の価格 ※住宅用地には軽減措置があります。
税額の計算方法	課税標準額×1.4% ※新築住宅に対する軽減額があります。	課税標準額×0.3%
免 税 点	町内に所有する固定資産の課税標準額の合計が、次の額未満の場合は課税されません。 ○土地 30 万円未満 ○家屋 20 万円未満 ○償却資産 150 万円未満	固定資産税の免税点と連動
納 税 方 法	納税通知書により、5 月・7 月・9 月・11 月の年 4 回に分けて納税	

固定資産税はどのように決めるの？

- 土地……宅地価格は、標準となる宅地の鑑定評価価格を求め、その 7 割程度を目標に評価します。その他の地目は、売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。
- 家屋……評価の対象となった家屋と同じものを、もう一度新築した場合、費用がいくらかかるかを算出した額（再建築費）を基に価格を求めます。
- 償却資産……事業を営むために所有している機械などの取得価格を基礎とし、取得後の経過年数による減価を考慮して価格を決定します。

納税通知書に課税資産明細書を添付

固定資産の土地・家屋の所有者に対して、納税通知書の次頁に課税資産の明細書を添付しています。

路線価を公開

納税者に理解を深めていただくために、町内のすべての路線価格を税務課で公開しています。

固定資産縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧

- ▶期間／6 月 2 日(月)まで（土・日曜日、祝日を除く）
- ▶時間／8:30～17:15
- ▶場所／税務課
- ▶必要なもの／納税通知書（前年度でも可）、運転免許証、印鑑、委任状（本人以外の場合）

国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険事業における保険給付や各種検診事業などの財源として使用される目的税です。

国民健康保険税総額は、その年に予測される医療費などに対して、被保険者の負担する一部負担金、国庫補助金などを見込んで算出します。

国民健康保険税の改正

平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度がはじまり、国民健康保険税についても税制が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

- ①国民健康保険税に新たに後期高齢支援金分が加わります。
- ②世帯主（国民健康保険加入者）と国民健康保険加入者（家族等）が 65 歳から 74 歳未満の方だけの世帯で、世帯主が年金受給者（年額 18 万円以上）であり、介護保険料と国民健康保険税と合わせた課税額が年金額の 2 分の 1 以下であれば、平成 20 年 10 月より年金からの天引き（特別徴収）となります。対象となる方には、10 月上旬までに「天引きをお知らせする通知書」をお送りします。
- ③平成 20 年 4 月 1 日に国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入された方のいる世帯は、次のような軽減を受けることができます。
 - ・保険税の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ 5 年間、いままでと同じ軽減を受けることができます。
 - ・国民健康保険の被保険者が 1 人になった世帯は、世帯構成が変わらなければ 5 年間、世帯割が半額になります。
- ④会社の健康保険被保険者が後期高齢者医療制度に加入し、被扶養者が国民健康保険に加入となった方（65 歳から 74 歳未満）については 2 年間、所得割額と資産割額は計算されず、均等割額が半額となります。また、1 人だった場合には、さらに世帯割額も半額となります。

国民健康保険税の課税額（医療保険分と後期高齢支援金分および介護保険分の合算額となります）

加入されている方に対して、以下の 4 項目に基づいて課税されます。

所得割額 世帯の前年中の所得に応じて計算	+	資産割額 世帯の固定資産に応じて計算	+	均等割額 世帯の加入者数に応じて計算	+	平等割額 一世帯にいくらかと計算
--------------------------------	---	------------------------------	---	------------------------------	---	----------------------------

※ 40 歳以上 65 歳未満の被保険者については介護保険分も含まれます。

課税限度額	47 万円（医療保険分）
	12 万円（後期高齢支援金分）
	9 万円（介護保険分）

●国民健康保険税は、年度内（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）の被保険者の期間に応じて月割計算となります。

●国民健康保険税は、資格を取得した月から世帯主名で課税されます（届出をしたときからではありません）。

国民健康保険税の軽減措置

国民健康保険税では、加入者の総所得額に応じて、均等割額・平等割額について軽減制度が適用になる場合があります。なお、所得が確定しないと適用になりませんので、忘れずに申告してください。

国民健康保険税の納期

普通徴収：納付書や口座振替により納入していただきます。

特別徴収：年金からの天引きとなります。

普通徴収	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	翌年 1 月
	4 月に届く納税通知書（暫定納付書） 前年の税額の 3 / 10			7 月に届く納税通知書 被保険者の前年の所得額が確定されたもので計算されます						

※納期は納税通知書により、4 月から翌年 1 月までの年 10 回に分けて納税します。

特別徴収	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	翌年の 2 月
	4 月に届く納税通知書（暫定納付書） 3 期とも前年度第 6 期（2 月）の税額と同額			10 月に届く納税通知書 被保険者の前年の所得額が確定されたもので計算されます		

※納期は納税通知書により、4 月から翌年 2 月までの年 6 回に分けて年金から天引きされます。ただし、平成 20 年度は 4 月～9 月までは普通徴収、10 月から特別徴収となります。

柴田町消防団消防演習

火災・災害から町民の生命と財産を守るため、団員が日ごろから訓練している消防技術をご覧ください。

- ▶日時／6月1日(日)9:00～12:00
- ▶場所／柴田町総合運動場 ※雨天時は柴田町民体育館(駐車場はありません)
- ▶内容／通常点検、機械器具点検、分列行進、実地放水ほか

サイレン吹鳴 第1回 7:00、第2回 7:20

☎ 総務課 ☎ 55-2111

平成19年度 情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

町では、公正で透明な町政を実現するため、平成13年度から情報公開制度を実施しています。また、平成17年度には個人の権利利益を保護することを目的とした個人情報保護条例を施行し、町が保有する個人情報の開示・訂正・利用停止などを請求できる個人情報保護制度を実施しています。平成19年度の実施状況は以下のとおりです。

【平成19年度情報公開制度実施状況】

請求件数	処 理 内 容					不服申し立て件数
	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	
14	12	1	—	1	—	—

【平成19年度個人情報保護制度実施状況】

開示請求件数	処 理 内 容					不服申し立て件数
	開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	
55	53	—	—	2	—	—

※個人情報の訂正・利用停止の請求はありませんでした。

☎ 総務課 ☎ 55-2111

しばたの郷土館催しもの

申問 しばたの郷土館 ☎55-0707

企画展「桜の中の美術祭」

県内外の公募展などで入賞・入選している町内の芸術家の作品を展示します。

- ▶日時／5月25日(日)まで ※月曜日休館、月曜日が祝日の場合はその翌日
- ▶開館時間／9:00～16:30
- ▶入場料／大人200円、高校生100円、小中学生50円(20人以上で団体割引有)

しばた茶会

緑豊かな船岡城址を借景に、各茶席で、心安らぐひとときをお過ごしください。

- ▶日時／5月18日(日)9:00～15:00
- ▶茶券／前売券1,500円(3席濃茶席含む)、前売券800円(2席薄茶席のみ)、当日券500円(1席薄茶席のみ)
- 如心庵：伊藤宗竹社中(表千家)濃茶席 広間：森宗美社中(裏千家)薄茶席
- 立礼：高橋宗喜社中(裏千家)薄茶席

募集 菊作り体験学習 受講者追加募集

文化、技術の伝承として観賞用菊花の栽培方法を学びます。

- ▶日時／4月～10月の火曜日9:30～11:30 ▶場所／しばたの郷土館
- ▶募集人数／5人(先着順) ▶講師／平間英治氏(柴田町菊の会会長)
- ▶参加費／材料代実費 ▶申込期限／5月30日(金)

身体・知的障害者相談員を紹介します

平成20年4月1日付けで、身体・知的障害者相談員に下記の方が委嘱されました。相談員は、障害をお持ちの方の暮らしや利用できるサービスなどについての相談、アドバイスを通じて、関係機関とのパイプ役を担っています。相談内容の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。なお、相談員の任期は2年です。

◎身体障害者相談員

氏名	電話番号
渡邊 時子	54-3536
関 正忠	54-1203
横田 吉彰	54-2656
佐久間公子	55-3655
玉淵 宏子	56-2411

◎知的障害者相談員

氏名	電話番号
菊地 康子	54-1506

☎ 健康福祉課 ☎ 55-5010

有害鳥獣捕獲を行います

- ▶日時／5月23日(金)
- ▶区域／市街地を除く町内全域
- ▶重点地区／白石川(東北リコー下流域)、阿武隈川、農業用ため池
- ▶対象鳥獣／カラス、カルガモ
- ▶捕獲方法／町有害鳥獣捕獲隊員が銃器で捕獲します。※隊員は、だいたい色の腕章を付け、鳥獣捕獲許可証を携帯しています。

☎ 地域産業振興課 ☎ 55-2122

国土(地籍)調査にご協力を!



国土調査は、現地で地目・土地の境界調査・測量などを行い、現地と公図、登記簿が合うようにする調査です。本年度は、船迫地区が対象になります。予備調査として、職員などが現地立入り調査を行います。詳細については、説明会を実施しますのでご出席ください。

- ▶日時／5月21日(水)13:30～
 - ▶場所／農村環境改善センター
 - ▶調査対象地区／船迫(弁天、新朴木、泥田、大石前)
- ※調査地区が若干変更になる場合があります

☎ 都市建設課 ☎ 55-2120

介護保険を使用しての特定福祉用具の購入と住宅改修

介護保険制度では、できるだけ住み慣れたわが家での生活を支援するために、在宅サービスのメニューとして「福祉用具の購入」と「住宅改修」が設けられています。介護保険の要支援・要介護認定を受けて、福祉用具の購入や住宅の改修を行なうことで、介護が必要な方の自立を助ける手段になったり、介助者の負担軽減につながりますので、活用してください。

福祉用具の購入	住宅改修
<p>【購入できる品目】</p> <p>①腰掛便座（ポータブルトイレなど） ②特殊尿器（自分で排尿が出来ない方） ③移動用リフトのつり具部分（リフト本体は、福祉用具貸与品目です） ④簡易浴槽 （空気式などで居室で入浴可能） ⑤入浴補助用具 （入浴用いす、浴槽用てすりなど）</p>  <p>【支給までの手順】</p> <p>①ケアマネジャーへの購入希望申出・相談</p> <p>↓</p> <p>②ケアマネジャーがケアプラン作成</p> <p>↓</p> <p>③購入（一時、本人が全額支払い） <small>※都道府県指定業者以外からの購入は不可</small></p> <p>↓</p> <p>④支給申請（町に申請書などの提出）</p> <p>↓</p> <p>⑤支給（給付）決定通知</p> <p>↓</p> <p>⑥支払（給付限度額（10万円）内で購入額の9割を給付）</p>	<p>【改修・設置可能な項目】</p> <p>①手すりの取り付け（外部・内部用） ②段差の解消（床の改修やスロープなどの設置） ③床・通路の滑り止め加工、移動を円滑にする素材への変更 ④引き戸などへの扉の取り替え ⑤洋式便器などへの便器の取り替え</p> <p>【支給までの手順】</p> <p>①ケアマネジャーへの改修希望申出・相談</p> <p>↓</p> <p>②ケアマネジャーが改修必要理由書作成</p> <p>↓</p> <p>③改修業者に見積書を依頼（業者の指定はありません）</p> <p>↓</p> <p>④事前届出（理由書・見積書などを町に提出）</p> <p>↓</p> <p>⑤改修・工事依頼 → 完了 → 支払（一時、本人が全額支払）</p> <p>↓</p> <p>⑥支給申請（町に申請書などの提出）</p> <p>↓</p> <p>⑦支給（給付）決定通知</p> <p>↓</p> <p>⑧支払（給付限度額（20万円）内で改修額の9割を給付）</p> 

注意事項：介護保険を使用しての、福祉用具の購入・住宅改修を行なうときは、事前に必ず、担当するケアマネジャーまたは町に相談・確認してください。指定されていない業者からの購入や手続きに不備があると、給付の対象外になります。

☎ 健康福祉課 ☎ 55-2159

大腸がん・前立腺がん検診

追加申し込みは5月27日まで

1月の申し込み時に申し込まれなかった方で、大腸がん検診・前立腺がん検診の受診を希望される方は5月27日(火)までお申し込みください。

▶対象／大腸がん検診：40歳以上の方
 前立腺がん検診：50～79歳の男性
※町内に住所を有する方で、年齢は平成21年3月31日現在です。

☎ 健康福祉課 ☎ 55-2160

アルコール

専門相談

アルコールに関連するさまざまな問題を抱えて悩んでいる本人、家族、関係者の方および嗜癖問題を抱えている方やACの方を対象に精神保健相談員による相談を実施します。(要予約)

▶日時／6月6日(金)13:00～15:00

▶場所／県仙南保健福祉事務所 保健所棟

☎ 県仙南保健福祉事務所 母子・障害班 ☎ 53-3132

思春期・引きこもり

専門相談

思春期の悩みを抱えている本人、家族、関係者の方を対象に精神科医・精神保健相談員による相談を実施します。お気軽にご相談ください。(要予約)

▶日時／6月13日(金)・27日(金)

13:00～15:00

▶場所／県仙南保健福祉事務所 保健所棟

歯の衛生週間村田大会

歯や口の健康に関して、理解や関心を深めていただくために、さまざまなコーナーを準備しています。

- ▶日時／6月7日(土)13:00～15:30
- ▶場所／村田町保健センター
- ▶内容／●無料フッ素塗布(受付14:00～)●川柳展示●歯科健診・相談●細菌(歯こう)が見られる顕微鏡コーナー●歯科訪問診療コーナー●スタンプラリー(すべて回った方に景品をプレゼント※先着順)●まちの保健室●骨量測定●表彰式 など
- ▶主催／柴田郡歯科医師会、仙南地域医療対策委員会柴田支部委員会

無料フッ素塗布実施します

- ▶対象／柴田郡在住の未就学児
- ▶申込方法／電話で事前にお申し込みください。また、当日会場の受付にて、住所、氏名、年齢をお伝えください。
- ▶申込期限／5月30日(金)

☎ 健康福祉課 ☎ 55-2160

児童手当制度をご存知ですか？

児童手当は、家庭における生活の安定、児童の健全育成・資質の向上に役立てることを目的として、小学6年生までの児童を養育している方(所得制限あり)に支給されます。転入・転出・出生した際は、子ども家庭課で手続きが必要です。また、公務員の方は職場で手続きを行ってください。

<支給月額>

- 3歳の誕生月分まで 一律10,000円
- 3歳～小学6年生(年度末まで)
 - ・第1子・第2子 5,000円
 - ・第3子以降 10,000円

<支給時期>

2月・6月・10月に前月分までが支給されます。

☎ 子ども家庭課 ☎ 55-2115

ごみ収集はお休みです

5月29日(木)はごみ収集を行いませんのでご注意ください。

☎ 町民環境課 ☎ 55-2114

母子家庭等就職支援セミナー

～笑顔で働くためのマナー講座&相談会～

母子家庭の母および寡婦が就職活動を行う上で必要な知識・ノウハウなどを提供し、就職機会の増大を図り、自立を促進します。

- ▶日時／6月1日(日)13:00～16:00
- ▶場所／宮城県母子福祉センター
- ▶内容／笑顔で働くためにビジネス社会のマナーを学びます。また、講座終了後に個別相談を行います。相談は1人30分程度です。
- ▶参加費／無料
- ▶託児／3歳～小学2年生まで

※講座の参加申込、個別相談また託児について事前申し込みが必要です。

☎ 財)宮城県母子福祉連合会 ☎ FAX 022-256-6512

http://www.h2.dion.ne.jp/~miyagi-b/

柴田町テニスコート使用申請の変更について

5月20日の申請分から、下記のとおり変更いたします。

テニスコート名	申請できる施設名	備 考
館山テニスコート	スポーツ振興室	○日・月曜日・祝日の受付業務は行いません。 ○使用後の「鍵」はポストに入れてください。
入間田テニスコート	スポーツ振興室 農村環境改善センター	○日・月曜日・祝日の受付業務は行いません。 ○鍵の開錠、施錠は管理人が行いません。
葛岡山テニスコート	スポーツ振興室 槻木事務所	○日・月曜日・祝日の受付業務は行いません。 ○使用後の「鍵」はポストに入れてください。

※使用しようとする当日の受付業務は行いません。

☎ スポーツ振興室 ☎ 55-2030

募集

親子よりみち体験

タイルクラフトでオリジナルプレート(表札など)を作ります。

- ▶日時／5月27日(火)14:30～16:00
- ▶場所／船岡生涯学習センター
- ▶対象／小学校低学年の親子10組※先着順
- ▶参加費／700円(材料代)
- ▶持ち物／ピンセット
- ▶申込期限／5月21日(水)

☎ 船岡生涯学習センター
☎ 59-2520

募集

総合体験講座「太極拳」

本場中国の留学生を講師に、太極拳を体験してみませんか。参加費無料です。

- ▶日時／5月28日(水)13:00～15:00
- ▶場所／船岡生涯学習センター
- ▶対象／成人
- ▶募集人数／20人(先着順)
- ▶持ち物／上履き、タオル、飲料水
- ▶申込期限／5月24日(土)

☎ 西住公民館 ☎ 52-4101
船岡生涯学習センター ☎ 59-2520

ご存じですか 交通遺児育成基金

幼い交通遺児に育成年金を支給する国土交通省所管の基金です。

- ▶加入対象／自動車事故で亡くなられた方の満13歳未満のお子さん
- ▶拠出金／損害賠償金などの中から、遺児1人当たり、加入年齢に応じた金額を拠出金として基金に払い込み
- ▶支給方法／加入した翌月から満19歳に達するまで、給付金を3カ月ごとにまとめて支給
- ▶その他の給付／●加入者が満6歳・12歳・15歳に達し、入学または就職するとき35,000円を給付●満19歳に達したときに20,000円を給付

☎ 財)交通遺児育成基金 ☎ 0120-16-3611

募集

ノルディックウォーキング体験講座 第 2 弾 春のコース

介護予防として気軽に取り組めるように、2本のポールを持って行う新しいウォーキング(NW)を体験します。

- ▶日時/5月31日(土)9:30~12:00
- ▶場所/柴田町地域福祉センター
- ▶対象/町内在住でNWを体験したい方
- ▶募集人数/70人程度(先着順)
- ▶参加費/無料※ポールは無料で貸し出します
- ▶申込期限/5月23日(金)

※開催要領と申込書は、健康福祉課および槻木事務所にあります。

☎ 地域包括支援センター(健康福祉課内) ☎ 55-2159

5月19日(月)~25日(日)は 春の行政相談週間です ~行政に関する 困りごとはありませんか~

行政相談は、国・県・市町村の仕事や特殊法人などの仕事に関して、困っていることや要望などの相談に応じて、その解決や実現の促進を図るものです。

▶日時・場所/

○5月23日(金)10:00~15:00
槻木事務所会議室

○5月28日(水)10:00~15:00
役場第2会議室

▶行政相談委員/飯淵紀子、星マサ子
☎ 町民環境課 ☎ 55-2113

募集

和太鼓をたたこう

和太鼓をたたいて、太鼓の鼓動を体感してみませんか。参加費無料です。

▶日時/6月4日、11日、18日の水曜日
13:30~15:30

▶場所/船岡生涯学習センター

▶対象/成人

▶募集人数/10人(先着順)

▶持ち物/上履き、タオル、飲料水

▶申込期限/5月24日(土)

☎ 西住公民館 ☎ 52-4101

船岡生涯学習センター ☎ 59-2520

麻しん風しん予防接種は (3期・4期)

6月までに受けましょう

平成20年度から平成24年度までの5年間、中学1年生に相当する年齢の方(3期)と高校3年生に相当する年齢の方(4期)に麻しん風しん予防接種を実施します。3期・4期の対象となる方には、すでに個別に実施通知を送付しましたが、3月末以降に転入された方で、上記の要件に該当する方はご連絡ください。実施期間は平成21年3月31日までの1年間ですが、麻しん風しんの発生予防とまん延防止、また早期に免疫を獲得するためにも、なるべく6月までに予防接種を受けましょう。

☎ 健康福祉課 ☎ 55-2160

募集

小学生から高校生のための 夏休み海外派遣事業

ひとりで参加する人が8割以上、初めて海外へ行く人が6割以上の参加なので、事前研修会では仲間作りから丁寧に指導します。



▶期間/7月~8月の夏季休業期間

▶内容/ホームステイ・文化交流など

▶派遣先/アメリカ・イギリスなど

▶対象/小学3年生~高校3年生

▶申込期限/6月6日(金)・20日(金)

▶参加費/17.5~49.8万円

※コースにより異なります

☎ (財)国際青少年研修協会

☎ 03-3359-8421 ☎ 03-3354-2207

くらしの情報

住宅用火災警報器の訪問販売にご注意ください!

新築住宅:平成18年6月1日~ 既存住宅:平成20年6月1日~

消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。この法改正により、訪問販売の増加が予想されます。「消防署から来た」「今すぐ設置しなければならない」といって、法外な値段で売りつける訪問販売業者に注意してください。

【被害に遭わないためのポイント】

○身分と用件をしっかりと確認しましょう。

・消防署や町が商品を販売することはありません。また、特定の業者に販売の依頼をすることもありません。

○安易に家の中に入れないようにしましょう。

○契約する前に見積りを取り、一般的な価格と比較し検討しましょう。

・ホームセンターや家電量販店などでも販売しています。

☎ 町民環境課 ☎ 55-2113

し尿くみ取り券取り扱い店を紹介します

名称	所在地	電話	名称	所在地	電話
富樫商店	船岡中央2丁目	54-2137	安藤商店	本船迫字上町	57-1717
豊屋酒店	船岡中央3丁目	54-2011	わたなべ酒店	船岡字清住町	53-2806
水戸商店	船岡西1丁目	57-1103	Aコープ槻木店	槻木上町2丁目	56-2506
Yショップマルイ	船岡東2丁目	54-2362	玉淵商店	槻木新町1丁目	56-1654
北海屋	船岡東4丁目	54-2226	江戸屋本店	槻木下町2丁目	56-1336
リカー&フーズさとう	船岡字並松	55-1201	伊達屋商店	槻木下町2丁目	56-1025
畑山商店	船岡土手内2丁目	54-2535	八巻商店	槻木西1丁目	56-1715
やまいわ商店	船岡字新田	55-2039	清野商店	槻木字焼檀	56-1129
玉槻商店	上名生字八幡前	55-1931	引地商店	四日市場字川名沢	56-1066
デイリーヤマザキ柴田下名生店	下名生字八剣	54-2589	伊藤商店	入間田字豊橋	56-4480
水戸商店	下名生字新前田	54-1543	青柳秀夫宅	葉坂字大橋	56-4266
			平間呉服店	成田字左内	56-3872

※し尿くみ取りの料金は、くみ取り券で支払うようになります。

☎ 町民環境課 ☎ 55-2114

募 集

みやぎ県民大学 仙台大学開放講座

「メタボ予防入門」～お腹まわりサイズダウンへのチャレンジ～

開講日	内 容
6月13日(金)	講義「メタボリックシンドロームとは」
6月20日(金)	実技「楽しい運動①」
6月27日(金)	講義・実技「メタボと運動」
7月4日(金)	実技「楽しい運動②」
7月11日(金)	講義「メタボと栄養・食事」

▶開講時間／19:00～21:00 ▶場所／仙台大学 ▶募集人数／80人(40歳以上)

▶応募方法／はがきに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、性別、年齢、職業(勤務先・所属部課名)を記入し、お申し込みください。※受講料は無料です。

▶募集期間／5月15日(木)～30日(金)

申込 仙台大学事業戦略室 〒989-1693 柴田町船岡南 2-2-18 ☎55-1380

年金手帳を大切に

年金の加入手続きや、老後に年金を請求する際には「年金手帳」が必要です。就職して厚生年金に加入する際には、会社に年金手帳を提出しますが、就職してから、年金手帳が見つからないという問い合わせが多く寄せられます。生涯同じ「年金手帳」を使いますので、免許証やパスポートと同様に大切に保管しましょう。平成9年から「基礎年金番号」が導入され、それまで国民年金記録と、厚生年金記録を別々の番号で管理していたものを、すべて「基礎年金番号」で管理することになりましたが、いまだ基礎年金番号導入前の、別の番号で管理されている国民年金・厚生年金記録があります。基礎年金番号に登録されている記録を記した「ねんきん特別便」を順次発送しておりますので、複数の年金番号をお持ちの方は特に、記録にもれがないかよくご確認ください。

ねんきん特別便専用ダイヤル ☎0570-058-555

申込 宮城社会保険事務局大河原事務所 ☎51-3113

来て、見て、体験する裁判員制度 in みやぎ

～わが街からも裁判員が～

裁判員制度は平成21年度にスタートします。裁判員制度とは、国民の皆さんから選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに地方裁判所の刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

▶日時／6月3日(火)13:30～15:30 ▶場所／船岡公民館

▶内容／ある事件を題材としたビデオを基に模擬評議を体験します。

申込 仙台地方裁判所 ☎022-222-6111

春の星座を見よう

日時／5月27日(火)19:30～20:30

場所／柴田町太陽の村「太陽の家」

※時間内自由参加、無料(天候不良時は中止します)

申込 柴田町星を見る会(健康福祉課内加藤)☎55-2160

初夏の野草展

エビネ・ウチョウラン・セッコクほか

●入場無料●

▶日時／5月16日(金)～18日(日) 9:00～17:00(18日は15:00まで)

▶場所／船岡駅コミュニティプラザ

※新規会員募集中です。

申込 柴田町野草愛好会(庄子)☎54-1403

参加者募集

ノルディックウォーキング・アクティビティリーダー(指導者)養成講習会

▶日時／5月31日(土)9:00～17:00

▶場所／仙台大学大学院(E)棟・グラウンド

▶募集人数／10人(先着順)

▶参加費／10,000円

▶持ち物／体育館用上靴

▶申込期限／5月20日(火)

※運動できる服装で参加ください

申込 三浦 ☎090-2480-3163

募 集

わんぱく相撲仙南場所 わんぱく力士出場募集

小学4年生から6年生の優勝者は8月に両国国技館で行われる全国大会に出場できます。

▶日時／6月7日(土)受付8:00～

▶場所／蔵王町立宮小学校屋外土俵

※雨天時は宮小学校体育館

▶対象／小学1年生～6年生の男子児童

▶申込期限／5月26日(月)

申込 (社)白石青年会議所

☎0224-24-4555

社会保険労務士による

無料相談会

労働問題のトラブルについて社会保険労務士が相談に応じます。※予約制

▶日時／毎週水曜日13:00～17:00

▶場所／仙台市青葉区本町一丁目9-5

五城ビル4階

▶相談内容／解雇、賃金、セクハラ、休日、休暇、労働時間など労働問題全般

申込 宮城県社会保険労務士会総合労働相談室 ☎022-223-0573

税金なんでも

無料相談会

税金、商売、暮らしのことなど、なんでもお気軽にご相談ください。

▶日時／5月27日、6月3日、6月17日の火曜日 18:00～20:00

▶場所／仙南民主商工会事務所

申込 仙南民主商工会 ☎55-3267

6月

主な学校行事予定の
紹介コーナー

学校	日	主な行事
船岡小学校 ☎55-1064	3~4	体力テスト
	4	1年社会見学
	5	フリー参観
	6	体力テスト
	13	避難訓練
	15	P T Aレクリエーション
	17	芸術鑑賞教室
	19~20	特別支援宿泊学習
27	5・6年社会見学	
槻木小学校 ☎56-1029	1	開校記念日
	3	5・6年社会見学
	5	1年生生活科探検
	12	避難訓練
	15	P T A奉仕活動
	16~18	フリー参観
16	芸術鑑賞会	
柴田小学校 ☎56-1430	3~6	家庭訪問
	6	避難訓練
	9	プール開き
	12	歯科検診
船迫小学校 ☎55-5394	3	2・5年知能検査
	9~16	家庭訪問
	12	避難訓練
西住小学校 ☎53-3227	2~5	家庭訪問
	10	プール開き
	12	避難訓練
	19~20	特別支援宿泊学習
24	体力テスト	
東船岡小学校 ☎55-1811	3~9	家庭訪問
	12	避難訓練
	19~20	5年登山合宿
23	プール開き	
船岡中学校 ☎55-1162	27	避難訓練
槻木中学校 ☎56-1331	12	避難訓練
	17	歯科検診
	19~25	学習相談WEEK
船迫中学校 ☎54-1225	2~6	フリー参観
	12	避難訓練
	19~20	総合的学習の時間
	23~24	学習支援の日
中学校共通	7~8	郡中体連
	9	振替休業日
	13	振替休業日
	23	郡水泳大会
	26~27	期末試験

※詳しい内容については、各学校にお問い合わせください。

第8回福祉車両の普及促進と運転環境改善のための集い
「みんなのくるま2008」

どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

▶日時/5月31日(土)12:00~17:00

▶場所/宮城県庁(仙台市青葉区)

▶内容/障害を持つドライバーによる体験談や障害者の運転環境・現行制度の実態レポート、自操型福祉車両の展示・試乗、免許取得や改造車購入の相談など

☎(財)いしずえ(サリドマイド福祉センター) ☎03-5437-5491

<http://www008.upp.so-net.ne.jp/ishizue/>ことばの
相談

乳幼児のお子さんの言葉について、「あまり話さない」「発音がはっきりしない」「どもってしまう」といったご心配はありませんか。言語聴覚士が相談に応じます。(要予約)

▶日時/6月17日(火)10:00~17:00

▶場所/県仙南保健福祉事務所

▶申込期限/5月30日(金)

☎健康福祉課 ☎55-2160

参加者募集

みんなでたのしく
ファミリーコンサート

「お父さんも一緒に」をテーマに、親子で楽しめるコンサートです。

▶日時/6月15日(日)10:30~11:30

▶場所/柴田町地域福祉センター

▶内容/えずこウインド♪アンサンブル演奏
曲目:「千と千尋の神隠しハイライト」
「リトルマーメイドメドレー」など

▶対象/小学生までの親子50組(先着順)

▶参加費/1世帯300円(社会福祉協議会会員無料)

▶申込期限/5月30日(金)

☎柴田町社会福祉協議会

☎58-1771

募集

新人大歓迎!
柴田暮友会

脳の活性化のために囲碁を楽しみませんか。初心者の方も大歓迎です。

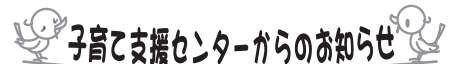
▶日時/毎月第2日曜日10:00~15:00

▶場所/第6区集会所 ※昼食付

▶会費/10,000円(年額)

☎柴田暮友会 大槻 ☎55-3033

玉槻 ☎55-3029



子育て支援センターからのお知らせ

移動なかよし広場

~楽しい♪親子であそびにきてね!~

▶日時/5月30日(金)10:00~11:30

▶場所/船岡体育館

▶対象学区/船小・東船小学校区

▶対象/就学前のお子さんと保護者

▶持ち物/各自必要なもの

※保健師の健康相談があります。

事前の申し込みは不要です。



☎子育て支援センターるんるん

(船迫児童館内) ☎54-4040

遊びの達人養成講座

子ども育成フオーラムin白石

▶日時/6月14日(土)10:00~14:00

▶場所/白石市中央公民館

▶対象/各子ども会育成者、子どもの育成に関心のある方(親子参加可)

▶内容/①午前:講演「昔話と紙芝居の世界への誘い」(泉おはなしの会)、②午後:体験コーナー(縄ない、わらじ作り、竹とんぼ、紙ヒコーキ、朴葉の風車作りなど)

※お昼に白石うーめんを提供します
コーナーにより材料代あり

▶申込期限/6月2日(月)

☎柴田町子ども会育成会連絡協議会

事務局(生涯学習課内) ☎55-2135

固定資産税(第1期)

国民健康保険税(第2期)

納期限
6月2日(月)

☎税務課 ☎55-2116